

議案第46号

財産（土地）の処分について

次のとおり財産（土地）を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する財産及び数量

北上市相去町山根梨の木43番153
10,035.73平方メートル

2 処分の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。

3 処分する価格

124,000,000円

4 処分する相手方

青森県青森市大字新城字福田156番地1
株式会社東北高速道青森
代表取締役 倉内 信夫

令和元年9月5日提出

北上市長 高橋 敏彦

提案理由

南部工業団地に進出する株式会社東北高速道青森の事業用地として、処分しようとするものである。

【株式会社東北高速道青森 分譲予定地図】



分譲予定区画

立地企業の概要

1. 会社名称 及び本社所在地	株式会社東北高速道青森 青森県青森市大字新城字福田156番地1
2. 資本金	1,000万円
3. 設立	平成14年10月23日
4. 代表者氏名	代表取締役 倉内 信夫
5. 立地場所	岩手県北上市相去町山根梨の木43番153
6. 敷地面積	10,035.73㎡
7. 建物面積	約6,611㎡
8. 事業内容	郵便物運送事業と付随する一般貨物運送事業
9. 操業年月	令和2年 上旬予定
10. 総投資計画	総投資額 約6億円 予定
11. 従業員計画	約30名
12. 事業所等の 設置理由	郵便物運送事業を営む株式会社東北高速道岩手の本社営業所として設立。日本郵便物流ソリューション等の要望に応え倉庫業も営む。